

平成30年から31年の倒産処理関連の最高裁判例

近藤 直生
Naoki Kondo

PROFILEはこちら



本ニュースレターでは随時裁判例をとりあげています。平成30年から31年の最高裁判例については、これまで最決平成30年4月18日(破産開始決定による強制執行手続の失効に関する。本ニュースレター第7号掲載)と最判平成30年12月7日(所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣に関する。同第9号掲載)をご紹介しました。

本号では、平成30年と平成31年に出された重要な倒産処理関連の最高裁判例で、本ニュースレターに未掲載のものを、簡潔にご紹介させていただきます。

1 最判平成30年2月23日(判時2378号3頁、金判1549号16頁)

●抵当権の被担保債権が免責許可決定の効力を受ける場合、当該抵当権自体は20年の消滅時効にかかる。(上告棄却)

(1) 判旨

免責許可決定の効力(破産法253条1項)を受ける債権は、訴えにより履行を請求して強制的実現を図ることができなくなり、もはや民法166条1項(債権法改正前)¹に定める「権利を行使することができる時」を起算点とする消滅時効の進行を観念することができない。

民法396条²は、その文理に照らすと、被担保債権が時効により消滅する余地があることを前提としている。

したがって、「抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合には、民法396条は適用されず、債務者及び抵当権設定者に対する関係においても、当該抵当権自体が同法167条2項(筆者注:債権法改正前³)所定の20年の消滅時効にかかると解するのが相当である。」

(2) 本判例の位置づけ

本判決は、抵当権の被担保債権が破産法による免責許可決定の効力を受ける場合に、当該抵当権自体が民法167条2項(債権法改正前。現行法では民法166条2項。)所定の20年の消滅時効にかかることを、最高裁として初めて判断した点に意義があります。

本件に関連する判例として、主たる債務者が破産免責決定を受けた場合に、この免責決定の効力を受ける債務についての連帯保証人は、当該債権についての消滅時効を援用できないとした最判平成11年11月9日(判時1695号66頁)、破産終結決定がされて消滅した会社を主債務者とする保証人は、会社法人格の消滅後に主債務についての消滅時効が完成したことを主張して時効を援用することができないとした最判平成15年3月14日(判時1821号31頁)、破産免責決定の効力を受ける債権に基づいて詐害行為取消権を行使することはできないとした最判平成9年2月25日(判時1607号51頁)がありますので、あわせてご確認いただければと思います。

1:民法166条1項(債権法改正前):「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」

2:民法396条:「抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。」

3:民法167条2項(債権法改正前):「債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。」

2 最判平成30年12月14日(判時2403号56頁、
金判1562号38頁)

●詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務が履行遅滞となる時期は、履行の請求を受けた時である。(上告棄却)

(1) 判旨

詐欺行為取消権は、詐欺行為を取り消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とし、受益者又は転得者が詐欺行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである。そうすると、詐欺行為取消しの効果は過去に遡って生ずると解するのが上記の趣旨に沿う。受益者が、受領済みの金員に係る詐欺行為取消判決の確定までの運用利益の全部を得ることができることも相当ではない。したがって、詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する「受領金支払債務は、詐欺行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。」

上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であり、民法412条3項により、「履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である。」

本件では、訴状をもって、詐欺行為の取消しとともに、受領済みの金員相当額の支払を請求したのであるから、受益者の取消債権者に対する「受領金支払債務についての遅延損害金の起算日は、各訴状送達日の翌日」となる。

(2) 本判例の位置づけ

詐欺行為取消しによる受益者の取消債権者に対する支払債務が履行遅滞となる時期について、これまでの裁判例は、

①受益者の金員受領日とするもの、②訴状送達日の翌日とするもの、③詐害行為取消判決の確定日の翌日とするものに分かれていました。

本判決は、詐欺行為取消制度の趣旨及び結論の妥当性から、上記のうち②をとることを明らかにしました。裁判例及び学説の見解が定まっていない論点に決着をつけたものといえ、理論的にも実務的にも重要な判断にならうかと思えます。

3 最決平成31年1月23日(判時2436号22頁、
金判1565号8頁)

●被相続人名義の振替口座に記録等された振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差押命令及び譲渡命令は可能。(破棄差戻)

(1) 決定要旨

① 社債、株式等の振替に関する法律(社債等振替法)は、振替株式⁴等についての権利の帰属は振替口座簿の記録等により定めるものとしている。また、被相続人が有していた振替株式等は相続開始とともに当然に相続人に承継され、口座管理機関が振替株式等の振替を行うための口座を開設した者としての地位も上記と同様に相続人に承継されると解される(民法896条本文⁵)。そうすると、被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等は、相続人の口座に記録等がされているものとみることでき、このことは、共同相続の場合であっても異なるならない。

したがって、「被相続人名義の口座に記録等がされている振替株式等が共同相続された場合において、その共同相続により債務者が承継した共有持分に対する差

4:社債等振替法128条1項は、「振替株式」を、「株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式(譲渡制限株式を除く。)で振替機関が取り扱うもの」と定義しています。

5:民法896条本文:「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」

押命令は、当該振替株式等について債務者名義の口座に記録等がされていないとの一事をもって違法であるということとはできないと解するのが相当である。」

- ② 「共同相続された振替株式等につき共同相続人の1人の名義の口座にその共有持分の記録等をする事ができないからといって、当該共有持分についての譲渡命令が確定した結果、当該譲渡命令による譲渡の効力が生じ得ないものとはいえない。そして、法令上譲渡が禁止されず、適法に差押命令の対象とされた財産について、これが振替株式等の共有持分であることのみから、執行裁判所が譲渡命令を発することができないとする理由はないというべきである。

したがって、執行裁判所は、譲渡命令の申立てが振替株式等の共同相続により債務者が承継した共有持分についてのものであることから直ちに当該譲渡命令を発することができないとはいえないと解するのが相当である。」(補足意見がある。)

(2) 本判例の位置づけ

本決定は、被相続人名義の振替口座に記録された振替株式等について、債務者である共同相続人が有する共有持分に対して、差押命令(民事執行規則150条の2)及び譲渡命令(同規則150条の7第1項1号)の発令を認めた点に意義があります。原審は、振替株式等についての権利の帰属は振替口座簿の記録等により定められること等に照らすと、債務者以外の者の名義(本件では、被相続人)の口座に記録等がされた振替社債等に対する差押命令を発することはできないと判断しました。最高裁はこれを覆して、共同相続された遺産分割前の振替株式等に対する権利行使を認めました。ちなみに、共同相続された預貯金債権について、最高裁(最大決平成28年12月19日・判時2333号68頁)は、相続開始

と同時に当然に相続分に応じて分割されず、遺産分割の対象になるとしてしています。そうすると、共同相続された預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人の準共有(民法264条本文)となりますが、執行実務上は、このような共同相続された被相続人名義の預貯金債権について、相続人の債権者は、相続人が有する準共有持分を差し押さえることは可能と解されています(東京地方裁判所民事執行センター「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」(金法2083号44頁)。本決定は、このような執行実務とも整合的に理解できるものと思われます⁶。

4 最判平成31年3月7日(判時2423号20頁、金判1570号8頁)

●違法な仮差押命令の申立てと、その後に債務者と第三債務者との間で新たな取引が行われなくなったことによる債務者の逸失利益の損害との間に、本件事情のもとでは相当因果関係があるということとはできない。(破棄差戻)

(1) 判旨

債権の仮差押申立てが、保全の必要性が存在しないため違法であり、債務者に対する不法行為にあたる場合において、仮差押申立ての後に債務者と第三債務者との間で新たな取引が行われなくなったとしても、次の①②などの事情のもとでは、仮差押申立てと債務者が主張する新たな取引が行われなかったことによる逸失利益の損害との間に相当因果関係があるということとはできない。

- ① 債務者は、1年4か月間に7回にわたり第三債務者との間で商品の売買取引を行ったが、両者間で商品の売買取引を継続的に行う旨の合意があったことはうかがわれず、債務者において両者間の商品の売買取引が将来に

6:以上の分析は、杉本和士「判批」法教464号123頁を参考にしています。

わたって反復継続して行われるものと期待できるだけの事情があったとはいえない。

- ② 仮差押命令の執行は、仮差押命令が第三債務者に送達された日の5日後に取り消され、その頃、第三債務者に対してその旨の通知がなされており、第三債務者が債務者に新たな商品の発注を行わない理由として仮差押命令の執行を特に挙げていたという事情もうかがわれない。

(2) 本判例の位置づけ

本判例は、違法な仮差押申立てによる損害賠償に関し、仮差押申立ての後に債務者と第三債務者との間に新たな取引が行われなかった場合において、債権者がこれによる逸失利益の損害賠償責任を負うかどうかについて、事例判断を示したものであるものとして意味があるものと考えられます。

仮差押命令は被保全権利と保全の必要性の両方の要件が具備された場合に発令されますので、そのいずれかを欠く場合は、その仮差押申立ては違法だったということになります。このような申立てによる債権者の債務者に対する損害賠償責任は、不法行為に基づく損害賠償責任と構成され、損害の範囲は、当該申立てと相当因果関係のある損害であると一般的に解されています⁷。この場合の債権者の過失の要否に

については議論がありますが⁸、リーディングケースとされる判例は、「仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人(筆者注:仮差押申立人)において過失があったものと推認するのが相当である。」と判断しています(最判昭和43年12月24日・判時547号40頁)。

本件の原審は、仮差押申立てがされなければ、債務者は第三債務者との取引によって少なくとも3年分の利益を取得することができた、仮差押命令の送達を受けた第三債務者が、債務者の信用状況に疑問を抱くなどして債務者との間で新たな取引を行わないと判断することは十分に考えられるなどとして、仮差押申立てと逸失利益との間の相当因果関係を認めました。これに対して、最高裁は、債務者と第三債務者との間の取引実績、継続的取引の合意の有無を基礎として、債務者には第三債務者の継続取引を期待できるだけの事情が認められず、また第三債務者が新たな取引をしない理由として仮差押命令を挙げていた事情も認められないとして、上記相当因果関係を否定し、原審の判断を覆しました。相当因果関係についてのこのような判断枠組みは、違法な仮差押命令による損害賠償責任の検討において、今後の参考になるものと思われます。

7: 伊藤敏孝「違法な保全処分による損害賠償」塚原朋一ほか編『現代裁判法体系④(民事保全)』55頁。

8: この議論の背景について、三木浩一「不当執行に基づく債権者の損害賠償責任」加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題(春日偉一郎先生古希)』418頁参照。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】